

名古屋市公報	平成24年 9月12日 号外調達第35号	
	発行所 編集兼 発行人	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話〔052〕972－2246 名古屋市総務局 行政改革推進部法制課長

市 調 達 公 告 版

目 次 ページ

競争入札参加者の資格に関する公示

- | | |
|--------------------|---|
| ○ 競争入札参加者の資格に関する公示 | 2 |
|--------------------|---|

入 札 公 告

- | | |
|---------------------------------|----|
| ○ 屋外広告物設置に係る市営貝田荘敷地の一時貸付 | 14 |
| ○ 自動体外式除細動器（AED）及び自立型収納ボックス 60組 | 19 |
-

競争入札参加者の資格に関する公示

平成25年度及び平成26年度において名古屋市が行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその参加資格審査の申請時期、申請方法及び提出書類等について、次のとおり公示する。

平成24年 9月12日

名古屋市市長 河村 たかし
名古屋市上下水道局長 長谷川 和 司
名古屋市交通局長 三 芳 研 二
名古屋市病院局長 山 田 和 雄

1 申請できる契約の区分及びそれぞれの区分における物品等又は役務の種類（以下「業種」という。）

(1) 工事の請負

一般土木工事、下水道工事、軌道工事、水道工事、配水管布設工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事、道路標識設置工事、電気工事、受変電工事、屋外照明工事、特殊電気工事、電気通信工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事、区画線設置工事、機械設備工事、水・汚泥処理設備工事、計装設備工事、畳工事、造園工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事

(2) 工事に用資材又は原材料の買入れ

鋼管・鋼鉄製品、鋳鉄管・鋳鉄製品・異形管・鉄蓋、生コンクリート、コンクリートブロック類、コンクリートPC製品、ヒューム管、土砂、石材、碎石、木材・マクラ木、電機器材、バルブ・メータ製品、水栓・ポリ管・ビニール管類、セメント、アスファルト乳剤・アスファルト合材、非鉄金属、陶管・れんが・タイル、造園・園芸品、その他

(3) 物件（工事に用資材又は原材料を除く。）の買入れ（製造及び修繕の請負を含む。以下同じ。）又は物件の借入れ

活版・平版印刷、軽印刷、フォーム印刷、地図印刷、封筒印刷、和・洋紙、文房具、コンピュータ用品、鋼製・木製家具、陽画焼付品、印章・ゴム印、特注家具、室内装飾品、旗・たれ幕、看板、バッジ、ビニール製品、ラベル・シール製品、寝具、制服・作業服・帽子、白衣、衣料雑貨、標本・模型、家庭用電気製品、事務用機器、コンピュータ、視聴覚・放送機器、通信機器、理化学・測定機器、医療機器、ちゅう房機器、自動車・自転車、自動車用品、タイヤ、時計、カメラ・映写機、バス・電車用品、船舶、その他の機器、医薬品、衛生材料、防疫剤、農業薬品、

工業薬品、燃料油・潤滑油、固体・気体燃料、消防用品、安全保護具、
荒物雑貨、くつ、楽器、スポーツ用品、保育用品・教材、記念品・贈答
品、食料品、飼料・肥料、図書、特殊物品、物件の借入れ

(4) 不用品の売払い

(5) 測量、設計、監理、調査又はコンサルタントの業務委託

測量、建築設計・監理、建築設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタント、調査（工事・都市系）、調査（環境系）、調査（社会系）、調査（不動産）、調査（その他）

(6) 業務委託（測量、設計、監理、調査又はコンサルタントの業務委託を除く。）

建築物清掃、建築物警備、クリーニング、システム開発、データ処理、
運送・輸送、宣伝・広告の企画、映画・ビデオ等の制作、催事等の企画
・運営、事務関連、施設の運営・管理、医療関連、給食、一般廃棄物、
産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、残土運搬、衛生関連、清掃、公園・
道路等の維持管理、保守・点検・修理、通信情報サービス、コンピュー
タ関連サービス、建築物の定期点検、その他

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない。）は、競争入札に参加することができない。

(2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者は、その事実があつた後3年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。ただし、同一の事由により指名停止措置を受けている者にあつては、この限りでない。

(3) 次の税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）は、競争入札に参加することができない。

ア 市町村民税

イ 固定資産税

ウ 消費税及び地方消費税

(4) 次に掲げる契約の区分に応じ、それぞれに掲げる要件を備えていない者は、競争入札に参加することができない。

ア 工事の請負

- (ア) 別表第 1の発注工事に対応して掲げる建設業について、契約を行おうとする営業所において建設業法（昭和24年法律第 100号）第 3条第 1項の規定に基づく許可（以下「建設業許可」という。）を受け、かつ、同法第27条の23第 1項の規定に基づく経営事項審査（同法第27条の29に規定する「総合評定値」の通知を受けているものに限る。以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
 - (イ) 建設業法第 3条第 1項ただし書に規定する軽微な建設工事の請負のみを行おうとする者については、(ア)によらず、当該建設業許可及び経営事項審査を要しない。
 - (ウ) 配水管布設工事の申請を行う者は、名古屋市上下水道局配水管施工士規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第10号）第 3条の規定に基づく登録を受けた配水管施工士を有すること。
- イ 工事の請負以外の契約の区分
- 業種ごとに別に定め、 4(1) アのホームページで公表するところにより、行政機関等の許可、免許、登録または認定等を受けていること。

3 競争入札に参加する者の資格及び審査

- (1) 別表第 2に定める工事の請負の契約についての競争入札に参加する者に必要な資格は、経営事項審査の総合評定値により、業種ごとに、発注予定金額に対応して定める同表の等級に区分して認定する。ただし、災害その他緊急の必要があるとき、契約の性質又は目的により同表により難いと認めたとき、その他特に必要と認めたときは、それぞれの等級に対応する発注予定金額にかかわらず、競争入札に参加させることがある。
- (2) 別表第 2に定める工事以外の工事の請負の契約についての競争入札に参加する者に必要な資格は、経営事項審査の総合評定値により、業種ごとに区分して認定する。
- (3) (1) 又は(2) において、工事の請負の契約についての競争入札に参加する者のうち、2(4)ア(イ) により認定を受けようとする者は、その者の経営事項審査の総合評定値を 0点とみなし認定する。
- (4) 2(4)ア(ア) の要件を満たし認定を受けた者が、その後に 2(4)ア(ア)に定める要件を満たさないこととなった場合、再び 2(4)ア(ア)を満たすまでの間は、(3) により認定した者とみなす。
- (5) 別表第 2に定める物件の買入れの契約についての競争入札に参加する者に必要な資格は、業種ごとに、発注予定金額に対応して定める同表の等級に区分して認定する。当該等級への格付けは、アからウまでに掲げる客観的審査事項を審査の上、行うものとする。ただし、災害その他緊急の必要があるとき、契約の性質又は目的により同表により難いと認めたとき、その他特に必要と認めたときは、それぞれの等級に対応する発注予定金額にかかわらず、競争入札に参加させることがある。

- ア 年間平均の売上高、物件販売等の実績高、払込資本額及び職員数（以下「売上高等」という。）
 - イ 流動比率
 - ウ 営業年数
- (6) 別表第 2に定める物件の買入れ以外の物件の買入れ、物件の借入れ、不用品の売払い及び業務委託の契約についての競争入札に参加する者に必要な資格は、アからウまでに掲げる客観的審査事項について審査の上、業種毎に区分して認定する。
- ア 売上高等
 - イ 流動比率
 - ウ 営業年数
- (7) 共同企業体（工事の請負に限る。）
- ア 一般共同企業体（実施する工事が特定されていない共同企業体をいう。以下同じ。）の構成は、(ア) から(キ) までに掲げる要件を満たすものでなければならない、その競争入札参加資格及び審査は、経営事項審査における経営規模及び技術力にあっては一般共同企業体を構成する個々の企業の当該数値の和を、経営状況及び社会性等にあっては一般共同企業体を構成する個々の企業の当該数値の平均値をもって、それぞれ審査の対象とする。
 - (ア) 一般共同企業体の審査申請時点において各構成員が、発注工事に対応する工事の種別について、競争入札参加資格を有していること。
 - (イ) 各構成員が中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第 2条の要件を満たす中小企業者であること。
 - (ウ) 各構成員が2(4)ア(ア) に定める要件を満たすこと。
 - (エ) 構成員数は 2又は 3者であること。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは 5者までとする。
 - (オ) 同一業種別の工事において、他の一般共同企業体の資格審査の申請を行っていない者により構成されていること。
 - (カ) 構成員の組合せが、同一等級又は直近 2等級までであること。
 - (キ) 等級が異なる者の組合せによる一般共同企業体については、その等級が構成員上位等級者単体の等級以上に相当すること。
 - イ 特別共同企業体（実施する工事が特定されている共同企業体をいう。以下同じ。）の競争入札参加資格及び審査は、別に定めるところによる。
- (8) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第 2条第 1項第 4号に規定する組合で官公需適格組合の証明を受けているもの（以下「適格組合」という。）の競争入札参加資格に係る客観的審査事項の審査については、当該適格組合の構成員のうちから申請業種ごとに当該業種の事業を行う者 5者を限度として選出したうえ、工事の請負については、(7) アに準じて行うものとし、それ以外の申請区分につ

いては、売上高等にあつては選出された構成員の当該数値の和を、流動比率及び営業年数にあつては選出された構成員の当該数値の平均値をもって、それぞれ審査の対象とする。

- (9) 資格の認定は、1で定める契約の区分毎に、それぞれ10業種を上限とする。

4 資格審査の申請

- (1) 資格審査の申請（共同企業体を除く。）は、インターネットを利用して、アのホームページアドレスにアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信するとともに、(2)に掲げる書類をイの場所へ提出することにより行う。

ア ホームページアドレス

<http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

イ 書類の提出場所

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市財政局契約部契約監理課

- (2) 提出書類（ア、カ、キ及びコの書類については、(1)の申請入力の際に出力される様式とし、イ、ウ、オ、サ及びシの書類（シの書類にあつては、証明書に限る。）については複写機による写しをもってこれに代えることができるものとする。）

ア 競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）

イ 法人の登記簿謄本

ウ 納税証明書

エ 印鑑証明書

オ 2(1)に該当しない者であることを証する書類（個人の場合に限る。）

カ 使用印鑑届

キ 委任状

ク 貸借対照表、損益計算書（写し）（2(4)ア(7)の経営事項審査を受けている工事の請負を除く。）

ケ 建設業許可申請における営業所の一覧表（写し）（工事請負で建設業法上の主たる営業所以外に委任を行う場合に限る。）

コ 生産設備表（(1)アのホームページに掲げる業種に限る。）

サ 営業に必要な資格等を証する書類

シ 適格組合の審査に必要な書類及び証明書

- (3) 申請の期間等

資格審査の申請は、次の受付区分ごとに定める期間内に(1)の入力、送信及び書類の提出を完了しなければならない。

ア 集中受付

(7) 受付期間

平成24年11月15日から平成24年12月28日まで（ただし、名古屋市の

休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）

(イ) 受付時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時を除く。）

イ 随時受付

(ア) 受付期間

集中受付の期間経過後の毎日（ただし、名古屋市の休日を除く。）

(イ) 受付時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時を除く。）

(4) 申請に使用する言語等

申請に使用する言語は日本語とし、金額の単位は、円（外国貨幣の邦貨換算率は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率によること。）とする。以下 (5) において同じ。

(5) 一般共同企業体の資格審査の申請等

ア 競争入札参加資格審査申請書（一般共同企業体）（第 2 号様式）に、構成員間の協定書（様式は別に定める。）を添えて、次の場所に持参し提出することにより行う。

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市財政局契約部契約監理課

イ 申請に必要な書類は上記アの場所で、あらかじめ申請者に交付する。

ウ 申請の期間等

(ア) 受付期間

各構成員に対する 5(1) の通知後の毎日（ただし、名古屋市の休日を除く。）

(イ) 受付時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時を除く。）

エ 本申請による資格の認定と同時に、構成員の持つ競争入札参加資格のうち、一般共同企業体として認定を行った業種については抹消となる。

(6) 特別共同企業体の資格審査の申請については、別に定めるところによる。

5 資格審査結果の通知等

(1) 資格審査申請者には、資格審査の結果を 4(1) アのホームページ上での通知又はファクシミリによる送信若しくは文書により通知する。

(2) 資格審査申請者は、資格の認定を受けた業種については、再度の資格審査を受けることができないものとし、当該資格がすでに抹消されている場合においても同様とする。ただし、以下に掲げる場合はこの限りでない。

- ア 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた場合
- イ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた場合
- ウ 3(3)により認定を受けた者が、2(4)ア(7)に定める要件を満たした場合
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に定める合併、会社分割又は事業譲渡により審査事項に変更が生じた場合
- オ 一般共同企業体の構成員の一部が、2又は3(7)に定めるところにより、競争入札に参加することができない者となった場合

6 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続等

(1) 競争入札参加資格の有効期間

- ア 申請受付日（申請内容の入力、送信及び書類提出が全て完了した日をいう。以下同じ。）が、平成24年11月15日から平成24年12月28日までの場合
平成25年 4月 1日から平成27年 3月31日まで
- イ 申請受付日が、平成25年 1月 4日から平成25年 3月15日までの場合
平成25年 4月 5日から平成27年 3月31日まで
- ウ 申請受付日が、平成25年 3月16日以降の場合
 - (7) 申請受付日が、毎月 1日から15日までの場合（15日が名古屋市の休日のときは、その直後の名古屋市の休日でない日とする。）
申請受付日の属する月の翌月 1日から平成27年 3月31日まで
 - (イ) 申請受付日が、(7)の受付期間の満了日の翌日から月末までの場合
申請受付日の属する月の翌々月 1日から平成27年 3月31日まで
- エ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年名古屋市規則第 162号）第 4条の規定による場合にあっては、別の定めをすることがある。

- (2) (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成26年 9月ごろに平成27年度及び平成28年度の競争入札参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき資格審査の申請を行うこと。

- (3) 平成25年度の契約に係る競争入札で平成24年度に行われるものについては、なお、従前の例による。

別表第 1

発 注 工 事	許可及び経営事項審査を受けるべき建設業
一般土木工事	土木工事業
下水道工事	土木工事業、水道施設工事業
軌道工事	土木工事業
水道工事	土木工事業、水道施設工事業
配水管布設工事	土木工事業、水道施設工事業
建築工事	建築工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
電気工事	電気工事業
受変電工事	電気工事業
屋外照明工事	電気工事業
特殊電気工事	電気工事業、電気通信工事業
電気通信工事	電気通信工事業
管工事	管工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
ほ装工事	ほ装工事業
塗装工事	塗装工事業
区画線設置工事	塗装工事業
機械設備工事	機械器具設置工事業、水道施設工事業
水・汚泥処理設備工事	機械器具設置工事業、水道施設工事業
計装設備工事	機械器具設置工事業、電気工事業
畳工事	内装仕上工事業
造園工事	造園工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

注 表の右欄に複数の建設業の種類が示されている場合は、いずれか 1種類についての建設業の許可及び経営事項審査を受ければよいものとする。

別表第 2

(1) 一般土木工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
2億円以上	A
7,500万円以上 2億円未満	B
2,000万円以上 7,500万円未満	C
2,000万円未満	D

(2) 下水道工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
1 億円以上	A
4,000万円以上 1億円未満	B
1,500万円以上 4,000万円未満	C
1,500万円未満	D

(3) 水道工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
1 億円以上	A
4,000万円以上 1億円未満	B
1,000万円以上 4,000万円未満	C
1,000万円未満	D

(4) 配水管布設工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
4,000万円以上	A
1,500万円以上 4,000万円未満	B
1,500万円未満	C

(5) 建築工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
5億円以上	A
7,000万円以上 5億円未満	B
1,500万円以上 7,000万円未満	C
1,500万円未満	D

(6) 電気工事及び管工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
7,000万円以上	A
1,000万円以上 7,000万円未満	B
1,000万円未満	C

(7) 屋外照明工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
900万円以上	A
900万円未満	B

(8) ほ装工事

発注予定金額	等級区分
5,000万円以上	A
2,000万円以上 5,000万円未満	B
2,000万円未満	C

(9) 塗装工事

発注予定金額	等級区分
600万円以上	A
600万円未満	B

(10) 造園工事

発注予定金額	等級区分
1,500万円以上	A
500万円以上 1,500万円未満	B
500万円未満	C

(11) 活版・平版印刷

発注予定金額	等級区分
500万円以上	A
500万円未満	B

第 1 号様式

受付番号

平成 年 月 日

(あて先)

名古屋市長

名古屋市上下水道局長

名古屋市交通局長

名古屋市病院局長

競争入札参加資格審査申請書

添 付 資 料		
番号	書類名称	説 明

上記受付番号に係る申請の内容及び添えて提出する書類のすべての記載事項は、事実と相違ないこと並びに受任者に委任する場合は、受任者が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないことを誓約した上で競争入札参加資格の申請をします。

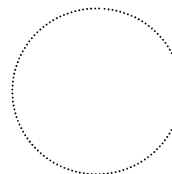
所在地

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

実印



競争入札参加資格審査申請書（一般共同企業体）
（ 競争入札参加資格取消届（各構成員） ）

年 月 日

(あて先) 名古屋市長
名古屋上下水道局長
名古屋交通局局長
名古屋病院局長

受	付	印	受付者

申請業種
(各構成員が取消する業種)

希望順位	業 種 名	希望順位	業 種 名	希望順位	業 種 名	希望順位	業 種 名
1		2		3		4	
6		7		8		9	
						10	

注 別に定める申請業種表の業種名を記入してください。複数の業種を申請する場合は、希望する順位により業種名を記入してください。

一般共同企業体の名称及び所在地				所在地 商号又は 名称 代表者 役職氏名		TEL FAX		使用印	
構成員 所在地 商号又は 名称 代表者 役職氏名				構成員 所在地 商号又は 名称 代表者 役職氏名		TEL FAX		使用印	

平成25年度及び平成26年度の名古屋市が発注する工事請負の一般・指名競争入札に一般共同企業体として参加したいので、指定の書類を添えて競争入札参加資格の審査を申請します。本申請内容の認定をもって、各構成員の競争入札参加資格のうち、本申請で認定された業種の資格の取消を届け出ます。

なお、この競争入札参加資格審査申請書及び添えて提出する書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（郵送方式）に付します。

平成24年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 入札に付する事項

(1) 件名

屋外広告物設置に係る市営貝田荘敷地の一時貸付

(2) 物件の表示

名古屋市西区貝田町 1丁目86番地 市営貝田荘 1棟南東側植栽帯の一部

(3) 用途の指定

入札説明書に示すところにより、屋外広告物の設置のために使用しなければならない。

(4) 当初貸付期間

平成24年10月19日から平成25年 9月30日まで

(5) 更新期間の限度

平成25年10月 1日から 2年を限度に、 1年を単位として更新できるものとする。

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3に規定する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項に規定する者

(3) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指

名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）

- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。）
- (6) 中小企業等共同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）によって設立された事業共同組合であって、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある者
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
- (9) 本公告の日から過去 3年以内に、自ら屋外広告物を設置した又は設置を仲介した実績を有しない者
- (10) 本公告の日から過去 3年以内に、屋外広告物の設置に係る名古屋市有地の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者

3 契約条項を示す場所及び入札説明書の入手方法

(1) 契約条項を示す場所

契約条項は、入札説明書において示すものとする。

(2) 入札説明書の入手方法

名古屋市公式ウェブサイトからのダウンロード

4 入札書の郵送方法、到達期限及び送付先

(1) 郵送方法

簡易書留郵便による。

(2) 到達期限

平成24年 9月28日（金）午後 5時00分

(3) 送付先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課財産活用係

5 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成24年10月 1日（月）午前10時00分

(2) 場所

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課
（名古屋市役所西庁舎 5階）

6 落札者の決定方法

予定価格（最低貸付価格）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、後日資格審査を行った上で決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2者以上あるときは、住宅管理課が指定する日時及び場所で、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。

7 競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

落札候補者となった者は、下記のとおり確認申請書等を持参又は到達するよう郵送により提出するものとする。

(1) 提出期限

平成24年10月 3日（水）午後 5時00分

(2) 提出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

(3) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 個人の場合 住民票の写し又は外国人登録原票の写し 1通

法人の場合 法人登記簿謄本 1通

いずれも発行後 1月以内のもの（平成24年 9月 3日以降のもの）とする。

ウ 法人役員等に関する調書（ただし、法人の場合のみとする。）

エ 本公告の日から過去 3年以内に、自ら屋外広告物を設置した又は設置を仲介した実績がわかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書又は貸付契約書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー）

8 その他

(1) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（貸付月額）

(2) 入札保証金に関する事項

免除とする。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額（入札金額）の 3月分を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定により契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 本公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他本公告に定めのない事項については、入札案内書に記載するものとする。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年 9月12日

契約事務受任者

名古屋市市民経済局長 新開 輝夫

1 入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

自動体外式除細動器（A E D）及び自立型収納ボックス 60組

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成29年 3月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3に基づく長期継続契約）

(4) 借入期間

平成25年 1月 1日から平成29年 3月31日まで

(5) 履行場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は単価（月額賃借料）で行うものとし、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(7) 電子入札システムの利用

入札は、競争入札参加資格確認申請書の提出及び入札を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。

なお、電子入札システムにより難しい場合は、それぞれ紙により行うことができる。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 平成23年度及び平成24年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「物件の買入れ又は物件の借入れ」、申請品目「物件の借入れ」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成24年10月15日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、開札の日時までに当該資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとする者等でないこと。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団

関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年 1月29日付け19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

- (9) 薬事法（昭和35年 8月10日法律第 145号）第39条に定める高度管理医療機器等賃貸業の許可を得ていること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び担当部局

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市市民経済局企画経理課企画係
（名古屋市役所本庁舎 5階）
電話 052-972-3102

- (2) 入札説明書の入手方法

名古屋市ホームページからダウンロードする。
（調達情報サービス <http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

- (3) 競争入札参加資格確認申請書等の提出方法等

ア 本公告に係る入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び本公告に示した借入物品を納入できることを確認するための書類（以下「確認申請書等」という。）を電子入札システムにより提出しなければならない。なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙による確認申請書等を持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）することができる。

なお、確認申請書等に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じなければならない。また、イの期間に確認申請書等を提出しない者及び提出者であって競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

- イ 確認申請書等の提出期間及び提出場所等

- (ア) 電子入札システムによる場合の提出期間

公告の日から平成24年 9月27日午後 5時00分まで（名古屋市の休日

を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間 (ア)に同じ

b 提出場所 (1)に同じ

(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先

a 到達期限 平成 24 年 9 月 27 日午後 5 時 00 分

b 提出先 (1)に同じ

(4) 本公告に対する質問

質問がある場合は、以下により行うこととする。

ア 質問方法

質問は電子入札システムにより送信、または(5)イ(イ) b に示す場所へファクシミリにて質問書（自由形式）を送信すること。

イ 質問期限

平成 24 年 10 月 2 日午後 5 時 00 分

ウ 質問に対する回答

電子入札システムにより回答し、閲覧に供する。また(5)イ(イ) b に示す場所にて平成 24 年 10 月 4 日から平成 24 年 10 月 31 日までの間、閲覧に供する。

ファクシミリにて質問を受け付けた場合には、質問者には上記のほか個別にファクシミリにて回答する。

回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

エ 閲覧期限

平成 24 年 10 月 31 日午後 5 時 00 分

(5) 入札書の提出方法等

ア 電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書を持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）することができる。

イ 提出期間及び提出場所等

(ア) 電子入札システムによる場合の提出期間

競争入札参加資格確認通知書受領の日から平成24年10月31日午後 5 時00分まで

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間 (ア)に同じ

b 提出場所

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市市民経済局企画経理課経理係

(名古屋市役所本庁舎 5階)

電話 052-972-3103 ファクシミリ 052-972-4137

(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先

a 到達期限 平成24年10月31日午後 5時00分

b 提出先 (イ) b に同じ

(6) 開札日時及び開札場所

ア 日時

平成24年11月 1日午前10時00分

イ 場所

(5)イ (イ) b に同じ

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

有。ただし、入札保証金にあっては名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第 5条の規定に該当する場合に、また、契約保証金にあっては同規則第31条の規定に該当する場合に、それぞれを免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

1月あたりの単価（月額賃借料）で定める。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の締結

この調達に係る契約は単価契約（月額賃借料）とする。

(8) 競争入札参加資格審査の申請

本公告に係る入札に参加を希望する者で、確認申請書等の提出時において本市の競争入札参加資格を有していない者は、平成24年10月15日までに所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の場所に持参して提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本件入札に参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係（名古屋市役所西庁舎11階）

電話 052-972-2321

(9) 調達手続の停止等

本公告に示した調達に関し、名古屋市政府調達苦情検討委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased:

Automated External Defibrillator and Stand-alone unit , 60 packages

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for the qualification via the electronic bidding system, the submission in person, and the submission via mail :
Must be received by 5:00 p.m. 27 September, 2012
- (3) Deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system, the submission in person, and the submission via mail:
Must be received by 5:00 p.m. 31 October, 2012
- (4) Contact point for the notice :
Planning & Accounting Division, Civic & Economic Affairs
Bureau, City of Nagoya
1-1, Sannomaru, 3-chome, Naka-ku, Nagoya 460-8508 Japan
Tel: 052-972-3102